

9 災害・犯罪リスクの増大

1 南海トラフ地震や風水害などの災害リスク

(1) 大規模地震の頻発

我が国においては、近年、大規模地震が相次いで発生しており、未曾有の大災害となった2011年3月の東日本大震災以降も、2016年4月の熊本地震、2018年9月の北海道胆振東部地震、2024年1月の能登半島地震など、甚大な被害をもたらす地震が続いています(図表1-9-1)。

未だ記憶に新しい2024年1月の能登半島地震は、同地方を中心に、多くの人命や家屋、ライフラインへの甚大な被害をもたらしました。人的被害については、本地震により多数の家屋倒壊が発生し、死者・行方不明者594名(うち災害関連死364名)の被害をもたらしました。住家被害については、全壊が6,520棟、半壊・一部破損が158,120棟、床上・床下浸水が25棟となっており、被災地全体で約16万5千棟の住家被害が発生しました(2025年5月13日時点)。また、発災直後に、輪島市朝市通り周辺において大規模な火災が発生し、焼損棟数約240棟、焼失面積約49,000㎡に及ぶ被害が発生しています。

このほか特徴的な被害としては、大規模な土砂崩壊等により道路が寸断され、最大で約3,300名が孤立するなど、孤立集落が広範囲にわたり多数発生したほか、能登6市町において、発災前と比較して最大約7割のエリアで通信の支障が発生するなど、広範囲で通信が断絶しました。上下水道についても大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続し、避難所等における避難生活が長期化するとともに、生活用水の確保が課題となりました。

本県では、能登半島地震発生の直後から、愛知県被災地域支援対策本部を立ち上げ、延べ約6,000人の県職員、県警察、消防、市町村職員等を派遣し、避難所運営支援や、救助・救急活動などの被災地支援を行いました。被災地には、本県のような地方公共団体の職員のみならず、国の各省庁、自衛隊、ボランティア団体、NPOなどから多くの支援要員が派遣され、また、広域物資輸送拠点を通じて全国から支援物資が届けられました。大規模災害に被災地のみで対応するのは困難であり、全国からの支援を受け入れ、支援活動を後方で支援できる拠点の必要性が再認識されました。

図表1-9-1 我が国の近年の地震の概要

発生年月日	震央地名・地震名	M	最大震度	人的被害	物的被害
2016年4月14日～	平成28年熊本地震	7.3	7	死者273名 負傷者2,809名	住家全壊8,667棟 住家半壊34,719棟など 【2019年4月12日現在】
2018年9月6日	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	7	死者43名 負傷者782名	住家全壊469棟 住家半壊1,660棟など 【2019年8月20日現在】
2024年1月1日	令和6年能登半島地震	7.6	7	死者634名 負傷者1,398名	住家全壊6,532棟 住家半壊23,680棟など 【2025年8月5日現在】

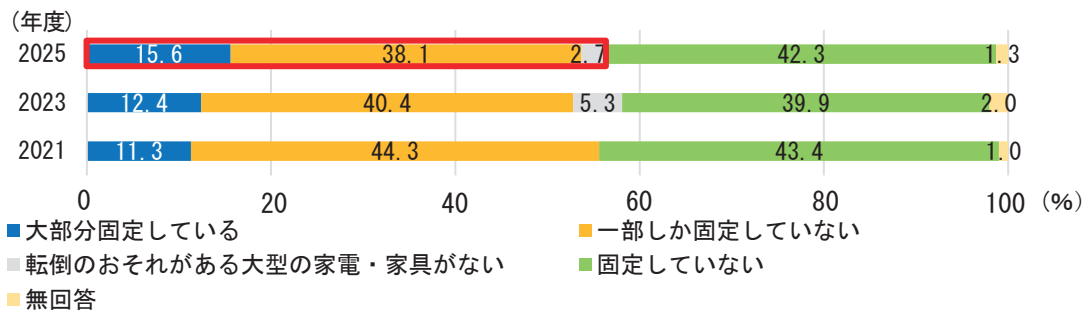
出典：気象庁 Web ページ「日本付近で発生した主な被害地震」

国が公表した「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」では、実施すべき人的・物的被害への対応として、住宅・建築物の耐震化の促進、上下水道・通信・道路・港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進などが挙げられています。

また、災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化が必要とされており、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換が示されました。こうした被災者支援や物資調達・輸送の具体的な取組として、市町村による避難生活に必要な物資（携帯・簡易トイレ、食料等）の十分な備蓄、各個人による食料・飲料水等の備蓄の啓発、学校の体育館への空調設備の設置等が挙げられています。

住宅の耐震化については、本県における住宅の耐震化率は2025年度末で93.1%となっており、今後、耐震性が不十分な住宅を解消するため、耐震化の一層の促進が求められています。また、住宅の耐震化と併せて、直接死を防ぐための家具などの転倒防止対策については、2025年に本県が行った「防災に関する意識調査」で、半数以上の人、「家具などの固定を『大部分』又は『一部』している」、又は、「転倒のおそれがある大型の家具・家電がない」と回答していますが、依然として、42.3%の人が、「固定していない」と回答しており、家具固定の啓発を一層推進する必要があります（図表1-9-2）。

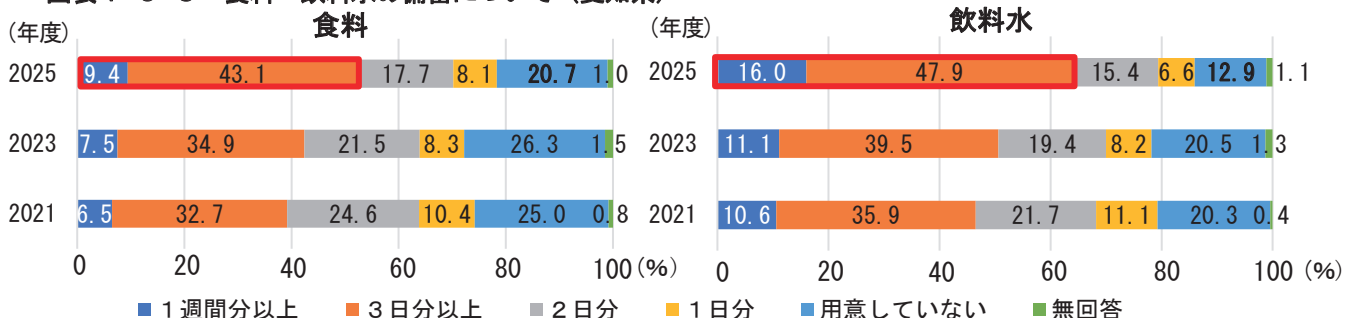
図表1-9-2 家具などの転倒防止対策について（愛知県）



※2023年度から、「ご自宅に地震により転倒のおそれがある、大型の家具・家電（冷蔵庫・テレビなど）はありますか？」の質問を設定
出典：愛知県「2025年度防災に関する意識調査」

各個人による食料・飲料水等の備蓄については、「防災に関する意識調査」において、非常用の食料や飲料水を「3日以上用意している」と答えている人は、食料が52.5%、飲料水が63.9%と前回調査時よりも増加していますが、「用意していない」と答えている人も一定数見られます（図表1-9-3）。各個人による食料・飲料水等の備蓄の啓発を一層推進する必要があります。

図表1-9-3 食料・飲料水の備蓄について（愛知県）

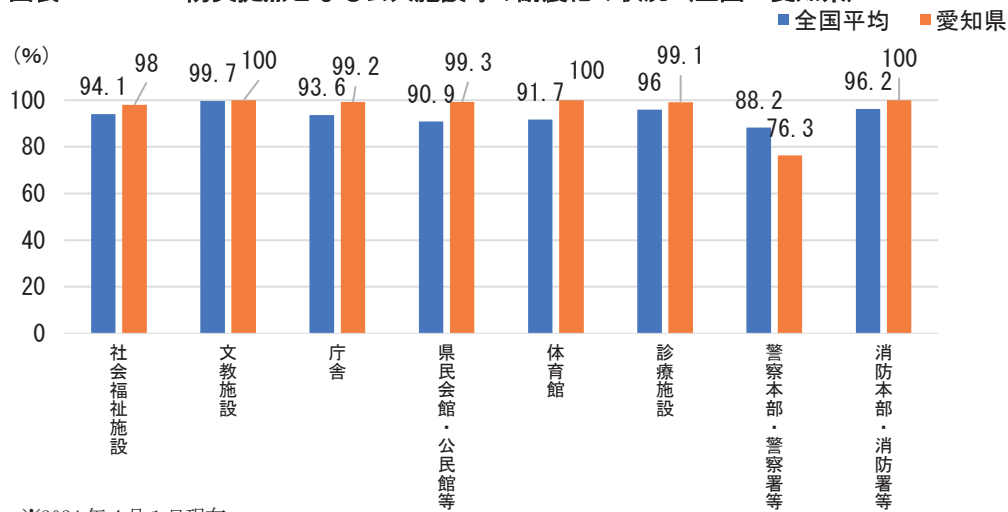


※大規模地震の発生に備えて、非常用の食料や飲料水は、可能な限り1週間程度、最低でも3日分程度が必要だと言われています
出典：愛知県「2025年度防災に関する意識調査」

学校の体育館への空調設備の設置については、県内の公立小中学校（避難所指定校）の体育館・武道場の空調設備の設置率は30.9%（2025年5月時点）と、全国平均の23.7%を上回っているものの、東京都（92.6%）や大阪府（49.8%）より低い傾向にあり、空調設備をはじめとした避難生活環境の整備等が必要です。

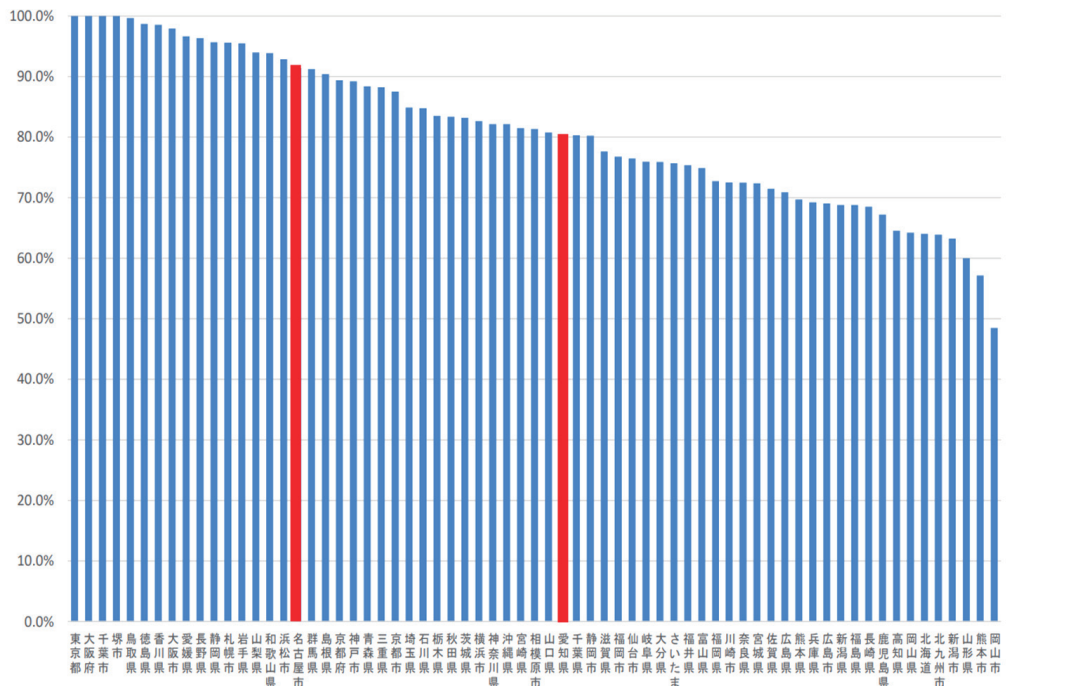
また、本県における防災拠点となる公共施設は、文教施設、消防本部・消防署所において耐震化率が100%を達成するなど、全体としては全国平均に比べて進んでいますが、警察本部・警察署等は全国平均よりも低い水準にとどまっています（図表1-9-4）。緊急輸送道路（都道府県・政令市管理道路）上の橋梁の耐震補強進捗率については、名古屋市の管理道路は約90%ですが、本県の管理道路は約80%にとどまっており、耐震化をさらに進めていく必要があります（図表1-9-5）。

図表1-9-4 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況（全国・愛知県）



※2024年4月1日現在
出典：消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」（2025年8月29日）に基づき愛知県政策企画局作成

図表1-9-5 緊急輸送道路（都道府県・政令市管理道路）上の橋梁の耐震補強進捗率（2022年3月末時点）

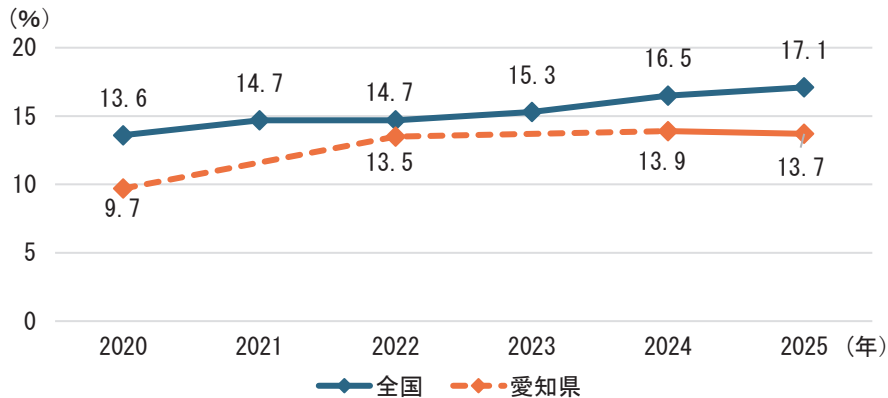


※緊急輸送道路上の15m以上の橋梁
※進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率
※原則、単径間の橋梁は対策不要と整理
出典：国土交通省「緊急輸送道路の耐震補強の加速化」

企業においては、不測の事態に際して業務の中断リスクを下げるとともに、短期間で復旧を行うため、「事業継続計画」(BCP: Business Continuity Plan)の策定が重要です。

本県に本社を置く中小企業のBCP策定率は13.7%であり、全国平均の17.1%と比べて低い水準にあります(図表1-9-6)。事業の継続又は早期復旧が困難となると、経営に致命的な影響を及ぼす可能性があるため、より多くの中小企業にBCPを策定してもらうことが重要です。

図表1-9-6 中小企業のBCP策定状況(全国・愛知県)



※2021年及び2023年は愛知県調査未実施

出典：愛知県「中小企業景況調査結果」、帝国データバンク「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査(2025年)」を基に愛知県政策企画局作成

(2) 南海トラフ地震の発生リスク

本県においては、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくない状況にあります。2025年9月に政府の地震調査研究推進本部が発表した推計においては、南海トラフで、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、高いもので60～90%程度以上とされ、海溝型地震としては最も高いⅢランクに位置付けられています。

2024年8月には2019年の運用開始以来初めてとなる「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が気象庁から発表されました。臨時情報の発表を受け、本県では知事から県民に向け、日頃からの地震への備えを再確認いただくなど、注意を呼び掛けるメッセージを発信しました。引き続き、県民に南海トラフ地震に関する情報を発信し、日頃から、地震への備えに取り組んでいただけるよう、周知啓発を行うことが重要です。

南海トラフ地震に関しては、2025年3月、内閣府が新たな被害想定を公表しています。この被害想定を踏まえ、本県では2024年度から独自に愛知県南海トラフ地震被害予測調査を行っています。調査結果については、2026年6月頃に公表する予定であり、調査結果を地震防災対策の一層の強化につなげていくことが必要です(図表1-9-7)。

図表1-9-7 内閣府が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定

	全国	うち愛知県
死者数	約17.7万人～約29.8万人	約1.7万人～約1.9万人
全壊・焼失棟数	約235.0万棟	約40.1万棟
避難者数	最大 約1,230万人	最大 約267万人

出典：内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書」に基づき愛知県政策企画局作成

コラム 南海トラフ地震臨時情報とは？

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフの東側と西側で地震が時間差で起きる場合があることに着目した仕組みで、気象庁が南海トラフ地震発生の可能性が高まっていることをお知らせし、注意を呼びかける情報です。

南海トラフ地震の主な発生形態として、想定震源域全域で一斉に地震が発生する「全割れケース」以外に、例えば、想定震源域の西側で巨大地震が発生した場合に、連動して東側でも巨大地震が起こる可能性がある「半割れケース」があります（図表1-9-8）。

このような後発地震に対して適切に防災対応が実施できるよう、まず気象庁において、マグニチュード6.8以上の地震等の異常な現象を観測した後、5～30分後に南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されます。その後、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかの南海トラフ地震臨時情報が発表されます。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難できる準備をする必要があります。また、事前避難対象地域では、1週間の事前避難を行う必要があります。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、事前の避難は伴いませんが、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難できる準備をします。巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価され、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合は、地震の発生に注意しながら通常的生活を行います。大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことには留意が必要です。

図表1-9-8 南海トラフ地震の主な発生形態

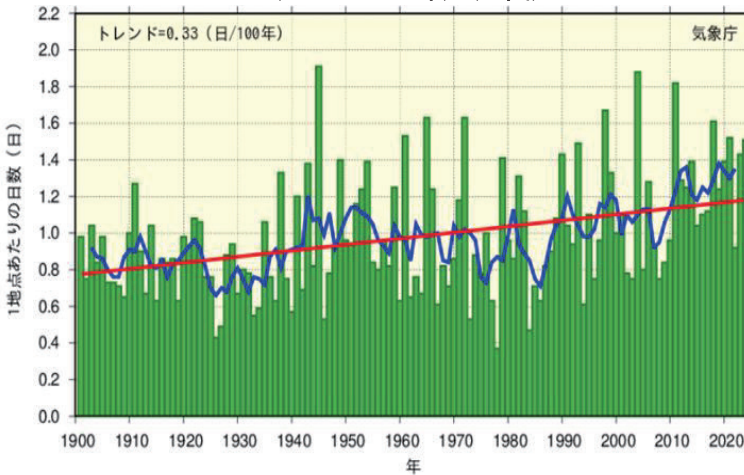


出典：愛知県「南海トラフ地震 その日に備えて…」

(3) 気候変動による風水害の増加

我が国の降水量は、日降水量 100mm 以上の日数は 100 年あたり 0.33 日増加しています (図表 1-9-9)。また、1 時間降水量 80 mm 以上、3 時間降水量 150 mm 以上、日降水量 300 mm 以上といった大雨の発生頻度は 1980 年頃(1976~1985 年)と比較して、最近 10 年間(2015~2024 年)で概ね 2 倍程度に増加しており、国内の極端な大雨の発生頻度が増加しています (図表 1-9-10)。

図表 1-9-9 日降水量 100 mm 以上の年間日数の経年変化 (1901~2024 年) (全国) 図表 1-9-10 極端な大雨の変化 (1976~2024 年) (全国)



※棒グラフ(緑)：各年の年間日数(全国 51 の観測地点による各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割って 1 地点当たりの年間日数に換算した値)
 ※折れ線(青)：5 年移動平均値 直線(赤)：長期変化傾向を示す
 出典：文部科学省、気象庁「日本の気候変動 2025」

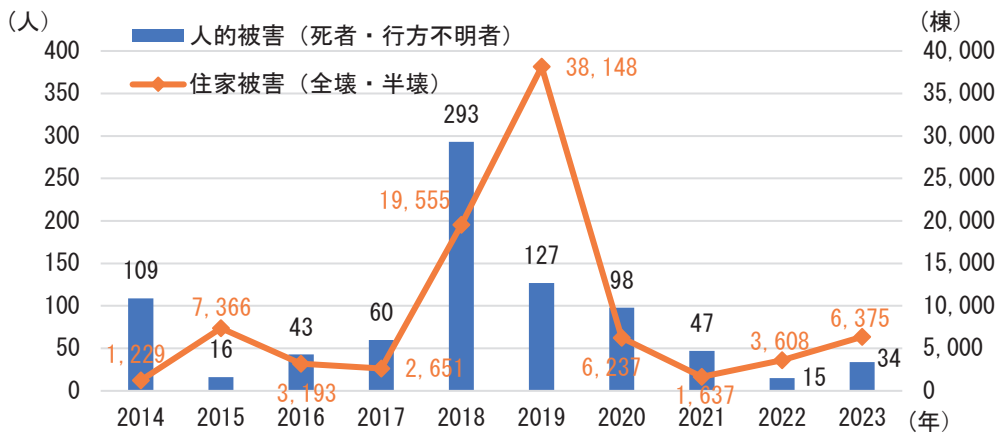
要素	変化傾向	変化の倍率 (最初の 10 年間と最近 10 年間の比)
1 時間降水量 50mm 以上	増加している	約 1.5 倍 (約 226 回→約 344 回)
1 時間降水量 80mm 以上	増加している	約 1.7 倍 (約 14 回→約 24 回)
1 時間降水量 100mm 以上	増加傾向が現れている	約 1.5 倍 (約 2.2 回→約 4.0 回)
3 時間降水量 100mm 以上	増加している	約 1.5 倍 (約 155 回→約 248 回)
3 時間降水量 150mm 以上	増加している	約 1.5 倍 (約 19 回→約 33 回)
3 時間降水量 200mm 以上	増加している	約 1.5 倍 (約 2.8 回→約 5.6 回)
日降水量 200mm 以上	増加傾向が現れている	約 1.5 倍 (約 160 日→約 247 日)
日降水量 300mm 以上	増加している	約 1.5 倍 (約 28 日→約 55 日)
日降水量 400mm 以上	増加している	約 1.5 倍 (約 6.4 日→約 14 日)

※極端な大雨の指標としている各要素の変化傾向及び統計期間の最初の 10 年間(1976~1985 年)と最近 10 年間(2015~2024 年)の変化の倍率(平均年間発生回数(日数)の比)
 ※平均年間発生回数(日数)はアメダス 1,300 地点当たりに換算した値
 出典：文部科学省、気象庁「日本の気候変動 2025」

このような近年の気候変動に伴い、全国で局地的な大雨や台風が発生し、住宅の倒壊、洪水、土砂崩れなどによって、多くの死者・行方不明者が発生しています(図表 1-9-11)。2018 年 7 月豪雨や 2019 年東日本台風では、記録的な大雨となり、多くの人的被害が生じました。本県においても、2023 年 6 月の大雨により豊橋市及び豊川市で本県初となる緊急安全確保が発令され、河川の増水、氾濫等により死者 1 名、軽傷者 2 名の人的被害、1,200 棟を超える住家被害が発生したほか、2024 年 8 月には台風 10 号の影響により蒲郡市で土砂崩れが発生し、死者 3 名、重軽傷者 2 名の人的被害、道路損壊等が発生しました。

国においては、気象業務法及び水防法の改正を行い、2026 年 5 月下旬より新たな防災気象情報の運用を開始することが予定されています。新たな防災気象情報は、大雨などの災害発生の危険度の高まりに応じて、避難行動に対応した 5 段階の警戒レベルに整合する内容で各情報が発表されることとなります。新たな防災気象情報に応じて、県民がより効果的かつ適切な避難等の行動をとることができるよう、新しい情報に関する県民の理解を深めることが重要です。

図表 1-9-11 風水害による過去 10 年間の被害状況の推移（全国）



出典：消防庁「消防白書 2024 年版」を基に愛知県政策企画局作成

将来の世界平均気温が、工業化以前と比べて、約 2℃上昇することが想定されているシナリオ「2℃上昇シナリオ」と約 4℃上昇することが想定されてる「4℃上昇シナリオ」の 2 つのシナリオに基づき、名古屋地方気象台が調査した結果、本県の 21 世紀末の年平均気温は、20 世紀末と比べて、2℃上昇シナリオの場合は約 1.4℃、4℃上昇シナリオの場合は約 4.2℃上昇すると予測されています。また、21 世紀末の東海地方の 1 時間降水量 50 mm 以上の年間発生回数は、20 世紀末と比べて、2℃上昇シナリオで約 1.4 倍、4℃上昇シナリオで約 2.3 倍に増加すると予測されています。さらに、台風強度は強まり、台風に伴う降水量も増加し、100 年に 1 回しか起こらなかった大雨がより頻繁に発生すると予測されています。

これまでに想定していなかった頻度や規模で災害が発生しうることを十分に考慮し、対策を講じていく必要があります。

(4) 林野火災などの火災リスク

林野火災は、世界中で頻発する深刻な自然災害です。我が国においては、空気が乾燥し、強風の吹く冬から春にかけて、大規模な林野火災が発生しています。焼損面積が 100ha を超える規模の林野火災は、近年、年間 0～1 件程度で推移してきましたが、2024 年は 3 件、2025 年は 2 月に発生した岩手県大船渡市林野火災を含め、5 件発生しています。

本県においては、2023 年までの 10 年間で、年平均 30 件ほどの林野火災が発生しており、2019 年から見ると、件数は減少傾向にはありますが、焼損面積は 2023 年に 714a と 10 年間で最大規模となっています（図表 1-9-12）。

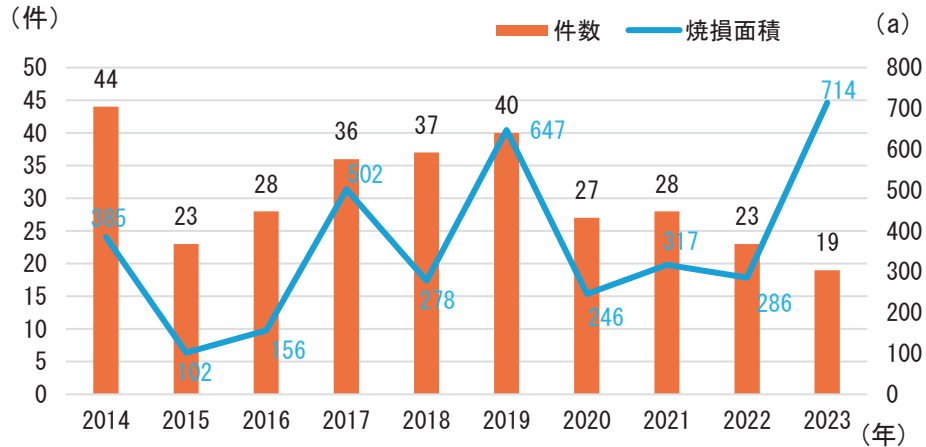
こうした現状を踏まえ、2026 年 1 月から、多くの市町村で、林野火災の危険性に応じて火の使用制限等を行う林野火災注意報や林野火災警報の運用が始まっております。あわせて、気象台と連携し、顕著な少雨が確認された際の注意喚起など、林野火災予防の実効性を向上する取組が必要です。

また、本県における林野火災の出火原因別の割合を見ると、たき火・たばこ・火入れ・火遊びの合計が 47% を占めており、林野火災の多くが人の不注意により発生しています（図表 1-9-13）。

この現状を踏まえ、今後、林野火災予防思想の普及啓発、林野パトロール、林野火災に対する警戒の強化、森林所有者（管理者）に対する指導のほか、森林経営計画等による予

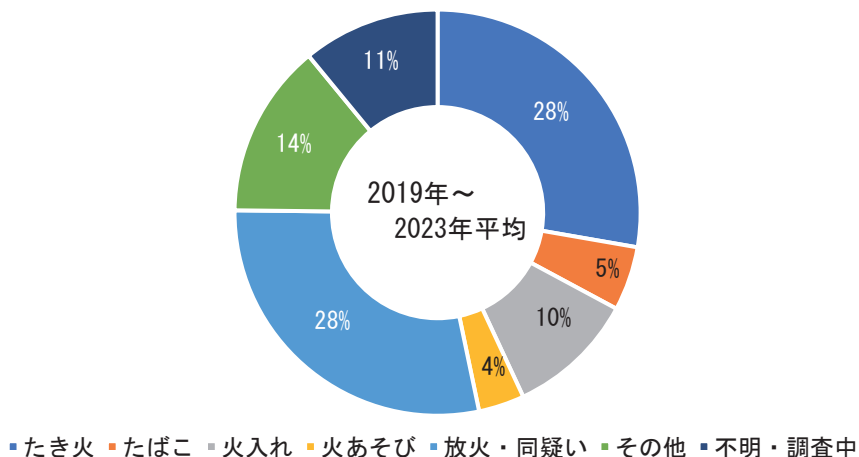
防施設の整備、林道網の整備、防火用水の整備、予防機材等の整備に取り組む必要があります。

図表 1-9-12 林野火災の発生状況（愛知県）



出典：愛知県「愛知県消防年報（令和6年版）」を基に愛知県政策企画局作成

図表 1-9-13 林野火災の出火原因別割合（愛知県）



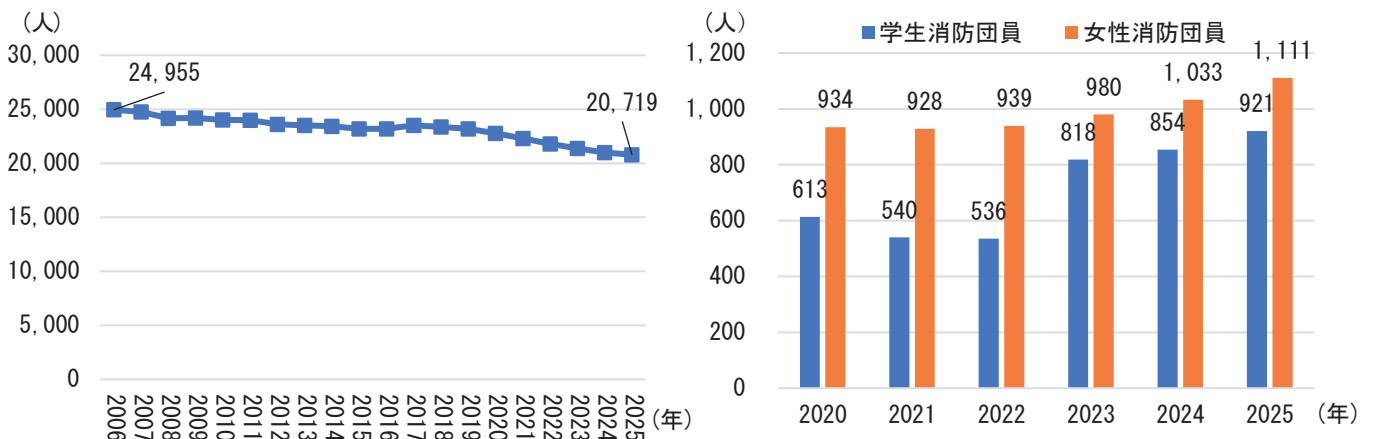
出典：愛知県「愛知県消防年報（令和2年版～令和6年版）」を基に愛知県政策企画局作成

（5）消防団員の人員確保

近年、各種災害対応において重要な役割を担う消防団員の人員確保が難しい状況にあり、本県における消防団員数は年々減少傾向にあります（図表 1-9-14）。また、過去20年の平均年齢の推移を見ると、年々高齢化が進行しています（図表 1-9-15）。

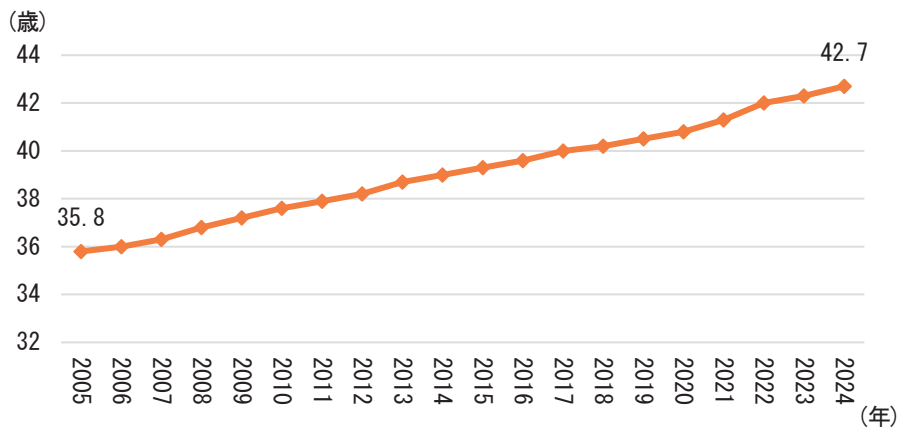
そのような状況の中、本県の学生や女性の消防団員数は増加傾向にありますが、消防団の活動を持続的なものとするためには、引き続き、地域全体の消防団活動への理解と協力を得るとともに、学生をはじめとした若者や女性など、多様な担い手への普及促進活動が重要です。

図表 1-9-14 消防団員数の推移（愛知県）



出典：愛知県「愛知県消防年報（令和6年版）」、消防庁「消防団の組織概要等に関する調査について」を基に愛知県政策企画局作成

図表 1-9-15 消防団員の平均年齢の推移（愛知県）



出典：愛知県「愛知県消防年報（令和6年版）」を基に愛知県政策企画局作成

2 災害時における要配慮者の増加

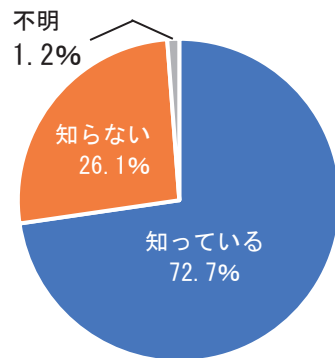
(1) 外国人県民の増加

災害時における要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に困難を伴う可能性のある人々のことを指し、具体的には、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、外国人などのことをいいます。

本県に住む外国人住民数は年々増加傾向にあり、2025年6月末時点で約35万人、県内総人口数に占める割合は4.64%です。

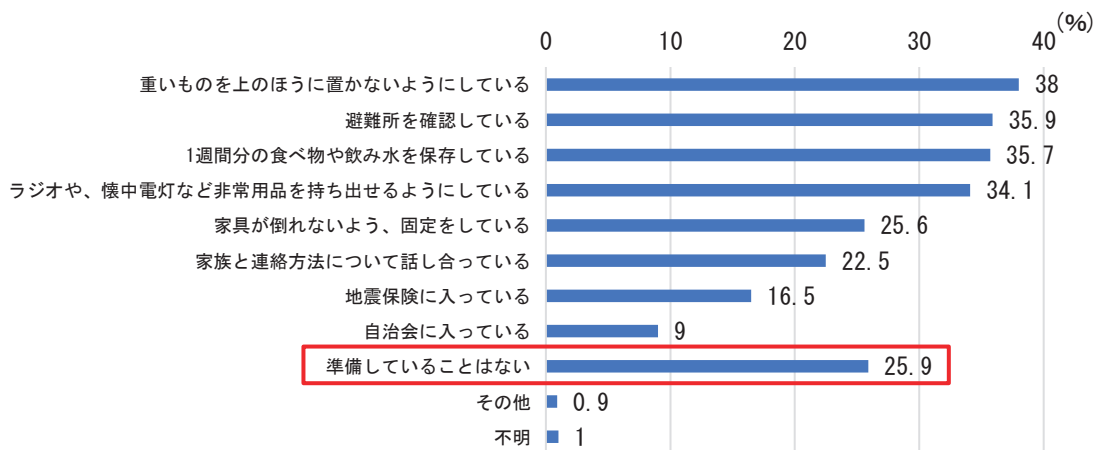
2021年に実施した「愛知県外国人県民アンケート」では、約70%以上の人がこの地域で地震が発生することを「知っている」と回答しましたが、災害への備えとして約26%の人が「準備していることはない」と回答しています（図表1-9-16、1-9-17）。外国人県民の防災意識のさらなる向上を図るとともに、災害から身を守るために必要な情報を多言語で適切に伝える取組が必要です。

図表 1-9-16 外国人住民の地震リスクへの認知状況（愛知県）



※この地域で大きな地震が発生する可能性について知っているかどうか尋ねたもの
 出典：愛知県「2021年度愛知県外国人県民アンケート調査」

図表 1-9-17 外国人住民の災害への備え（愛知県）



出典：愛知県「2021年度愛知県外国人県民アンケート調査」

また、災害時に外国人が直面する課題の1つに、防災に関する基礎知識や経験の違いが挙げられます。大規模な地震が起こらない国では、学校や地域で防災教育が行われていないことがあります。さらに、外国人は「3つの壁」に直面すると言われていています。災害時特有の用語や表現を理解することが困難である「言葉の壁」や、保険証を持たない外国人が治療を受けられるのか、避難所生活を送る中で在留期限が切れてしまった人は超過滞在（オーバーステイ）になって通報されてしまうのかといった「制度の壁」、さらには、外国人を排斥しようとするデマや、不当な差別的言動いわゆるヘイトスピーチによる「心の壁」が顕在化しやすいと言われていています。

こうした課題に対応するためには、防災教育・防災訓練の強化や、多文化共生への理解促進など、適切な支援や配慮が必要です。

(2) 高齢単身世帯や要介護者の増加

本県における65歳以上のうち単独世帯の割合は男女ともに増加傾向にあり、1980年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%でしたが、2020年には男性15.0%、女性22.1%となり、2050年には男性26.1%、女性29.3%となると見込まれています。

また、県内の介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人は、2015年には約28万人でしたが、2023年には約34万人に増加しています。

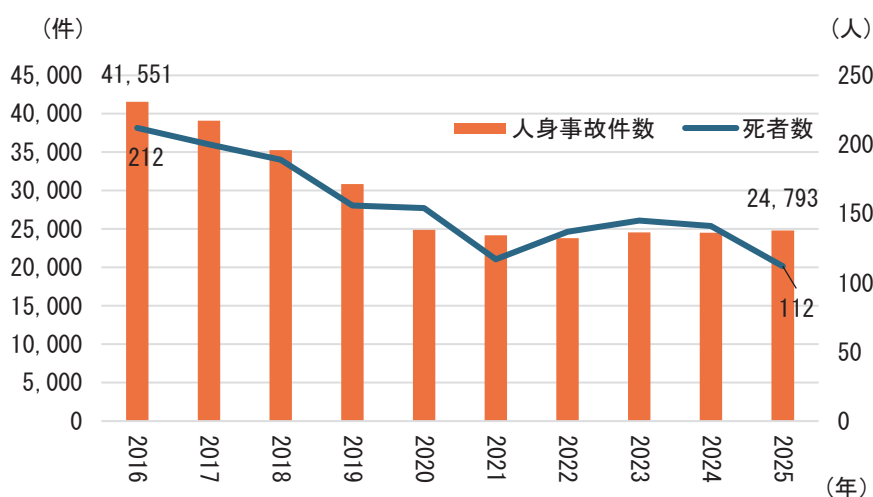
高齢者や要介護者は、災害発生時に避難する際の支援を必要とする場合が多いため、こうした人々が、適切かつ迅速に避難できるよう、要支援者の確実な把握及び災害時における要支援者の避難方法や支援体制を事前に定める「個別避難計画」の作成を一層推進する必要があります。また、災害時に福祉的な配慮が必要になる要配慮者が適切な支援を受けられるよう、避難所における福祉サービス提供体制の整備に加え、緊急時の社会福祉施設等での受入体制の整備も進める必要があります。

3 多発する交通死亡事故

(1) 本県における交通事故発生状況

本県における人身事故件数は減少傾向にあり、2025年は24,793件と、2016年と比べて16,758件減少し、死者数は112人と、現行の交通事故統計となった1948年以降で最も少ない死者数となり、2016年と比べて100人減少しました。一方で、全国的に見ると、人身事故件数はワースト3位（暫定）、死者数はワースト7位と、依然として厳しい状況にあります（図表1-9-18）。

図表1-9-18 過去10年間における交通事故発生状況（愛知県）



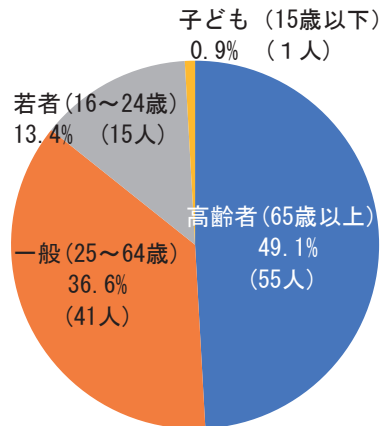
※2025年の人身事故件数は暫定値

出典：愛知県警察本部「愛知県交通事故発生状況」を基に愛知県政策企画局作成

(2) 高齢者の交通死亡事故

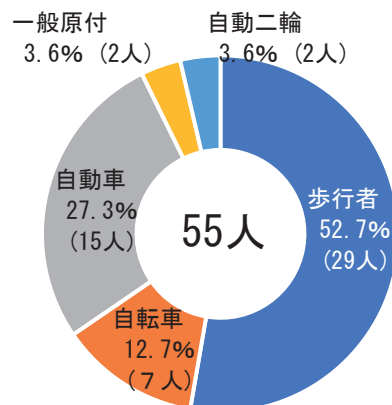
交通死亡事故の特徴としては、高齢者の割合が高いことが挙げられます。高齢者の死者数は全死者数の49.1%を占めており、高齢者のうち歩行者及び自転車利用者の死者数が65.5%を占めています（図表1-9-19、1-9-20）。

図表1-9-19 交通死亡事故の年齢層別死者数・割合（愛知県）（2025年）



出典：愛知県警察本部「交通死亡事故発生状況」

図表1-9-20 高齢者死亡事故の当事者別死者数・割合（愛知県）（2025年）

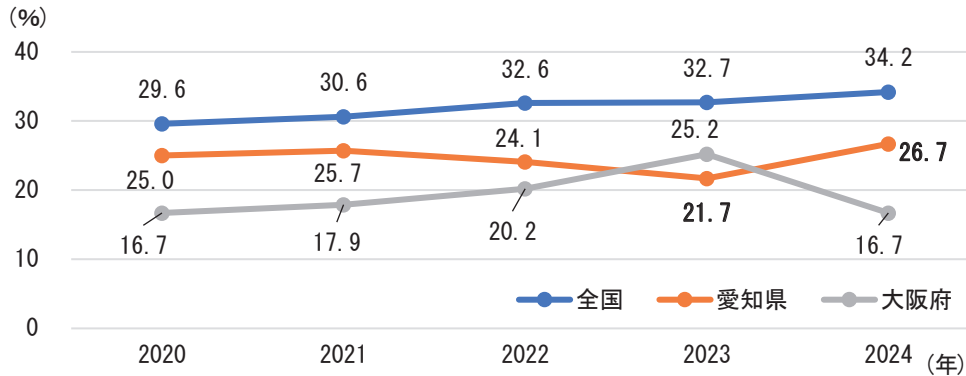


出典：愛知県警察本部「交通死亡事故発生状況」

一方、歩行者に次いで死亡事故が多いのは、自動車利用者となっています。県内の運転免許人口に占める75歳以上の高齢運転者の割合は約9.4%と一定数を占めており、65歳以上の運転者による交通死亡事故の割合は、全国の割合と比べると本県の割合は低い水準にありますが、2023年から2024年にかけて5ポイント増加しています（図表1-9-21）。

今後、高齢化の進行により、高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、安全な交通行動を実践することができるよう、広報啓発活動や交通安全指導により、高齢者の交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。また、高齢運転者が事故の加害者とならないよう、運転免許更新時における講習の充実や車両の安全対策、さらに運転免許の自主返納の促進といった対策が必要です。

図表 1-9-21 65 歳以上の運転者による交通死亡事故の割合



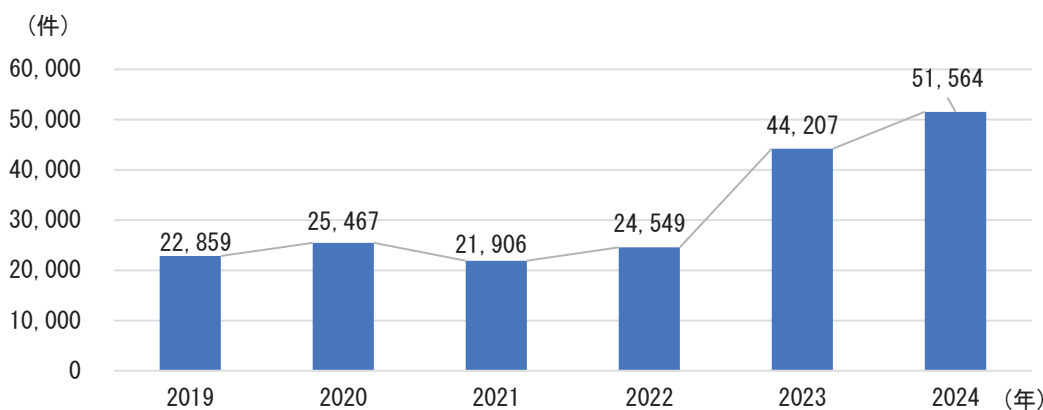
※第1当事者が原付以上の死亡事故を計上
 出典：警察庁統計、愛知県警察本部 Web ページ資料、大阪府警察本部「大阪の交通白書（令和3年版～令和6年版）」を基に愛知県政策企画局作成

(3) 自転車利用者の交通事故

自転車関連の交通事故件数は、2020 年以降、横ばいが続き、自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3は自転車側にも法令違反があるとされています。自転車の交通違反については、いわゆる「赤切符」による刑事手続により処理されてきたところですが、自転車の交通違反の検挙件数は2019年の2万2,859件から、2024年には5万1,564件と、5年間で2倍以上となっているところであり、2026年4月からは、自転車にも交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が導入され、違反者への実効性のある責任追及と迅速な処理が行われることとなりました（図表1-9-22）。

自転車による交通違反を減らし、交通事故防止につなげるため、自転車に対する「青切符」制度の周知啓発を行っていくことが必要です。

図表 1-9-22 自転車の交通違反の検挙件数（全国）



出典：警察庁「自転車を安全・安心に利用するために一自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入ー【自転車ルールブック】令和7年9月」を基に愛知県政策企画局作成

また、ヘルメットの着用は、道路交通法により2023年4月から努力義務化されているところ、本県の2025年の自転車利用者の交通死亡事故のうち、7割以上が自転車乗車用のヘルメットを着用していませんでした。自転車利用者の交通死亡事故防止に向けて、自転車乗車時のヘルメット着用を促進していくことが重要です。

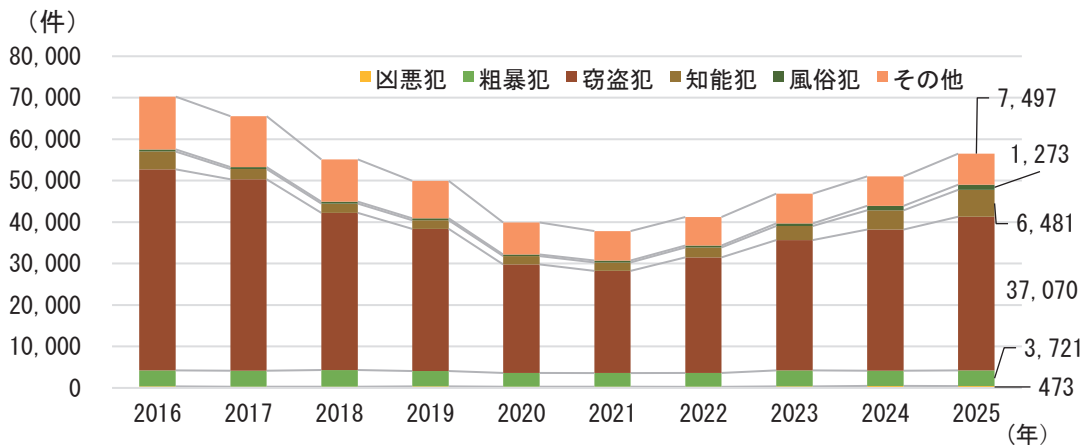
4 多発する県民に身近な犯罪

(1) 本県の犯罪発生状況

本県における刑法犯認知件数は、2021年まで減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染防止対策による行動制限が緩和された2022年以降は年々増加傾向にあります。また、認知件数を罪種別で見ると、毎年過半数を窃盗犯が占めていますが、近年詐欺や横領などを含む知能犯の件数が増加傾向にあります（図表1-9-23）。

そのため、引き続き、県民の防犯意識の高揚や、地域の防犯力の向上を図る必要があります。

図表1-9-23 刑法犯認知件数の推移（罪種別）（愛知県）

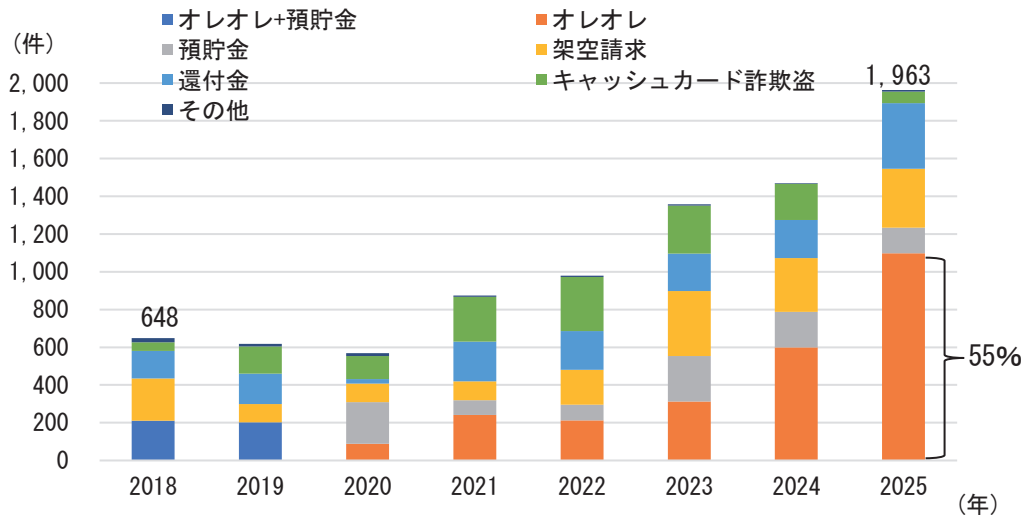


出典：愛知県「あいち地域安全戦略2026」、愛知県警察本部 Web ページを基に愛知県政策企画局作成

(2) 特殊詐欺・SNS型詐欺

本県における特殊詐欺の認知件数は年々増加傾向にあり、2025年は1,963件と、2018年の3倍以上に増加しています。また、認知件数の内訳を見ると、オレオレ詐欺の割合が約55%と大きくなっており、そのうち、近年では、警察官をかたる手口が急増しており、半数以上が「警察官かたり」によるものです（図表1-9-24）。

図表1-9-24 特殊詐欺の認知件数（愛知県）



※2020年から、オレオレ詐欺と預貯金詐欺の統計が分類された

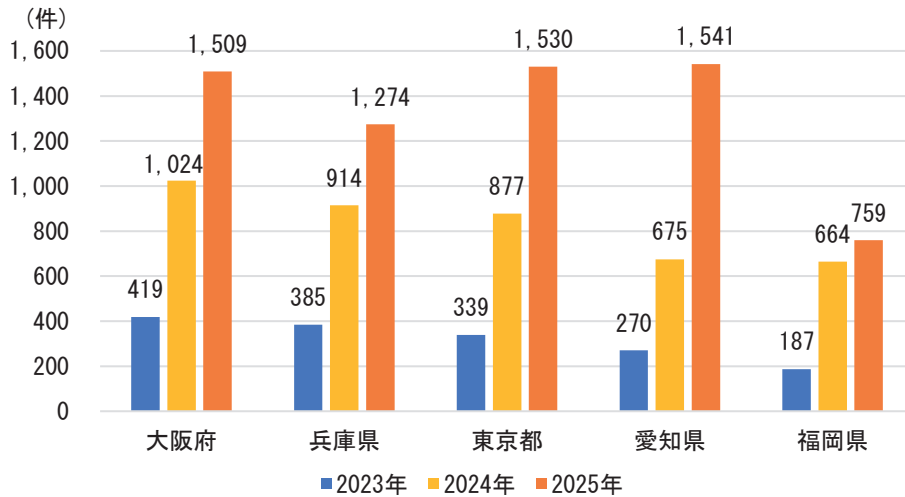
※2025年は暫定値

出典：愛知県「あいち地域安全戦略2026」、愛知県警察本部 Web ページを基に愛知県政策企画局作成

また、SNSやマッチングアプリを通じて被害者と接触した上で、他のSNSに連絡ツールを移行し、やり取りを重ねて被害者を信用させ、預貯金口座への振込み等により被害金をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺が近年急増しています。

本県の2025年のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は1,541件と前年に比べて、著しく増加しており、他の主要都府県の認知件数と比較しても、最も多くなっています(図表1-9-25)。

図表1-9-25 SNS型投資・ロマンス詐欺認知件数の主要都府県比較



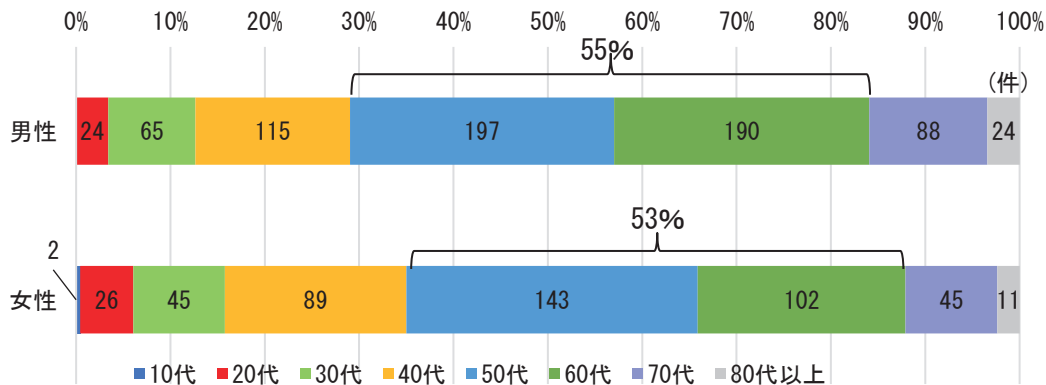
※2025年は暫定値

※愛知県の件数は愛知県警察本部調べ、他都府県の件数は警察庁調べ

出典：警察庁「特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等(令和6年・確定値)について」「令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について(暫定値)」、愛知県警察本部調べを基に愛知県政策企画局作成

2025年のSNS型投資詐欺の被害者の性別ごとの認知件数は、男性が703件、女性が463件と、男性が女性の約1.5倍となっています。年齢層ごとの認知件数は、男性、女性ともに50～60代が半数を占め、幅広い年代に被害が及んでいます。SNS型ロマンス詐欺については、2025年の被害者の性別ごとの認知件数は、男性が253件、女性が122件と、男性が女性の約2.1倍となっています。年齢層ごとの認知件数は、男性、女性ともに40～60代が約7割となっています(図表1-9-26、1-9-27)。

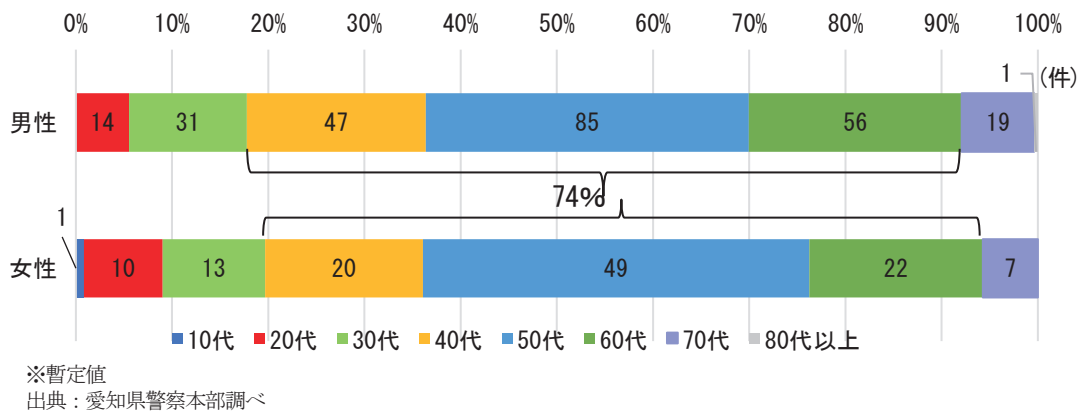
図表1-9-26 SNS型投資詐欺における被害者の年齢層(愛知県)(2025年)



※暫定値

出典：愛知県警察本部調べ

図表 1-9-27 SNS 型ロマンス詐欺における被害者の年齢層（愛知県）（2025 年）

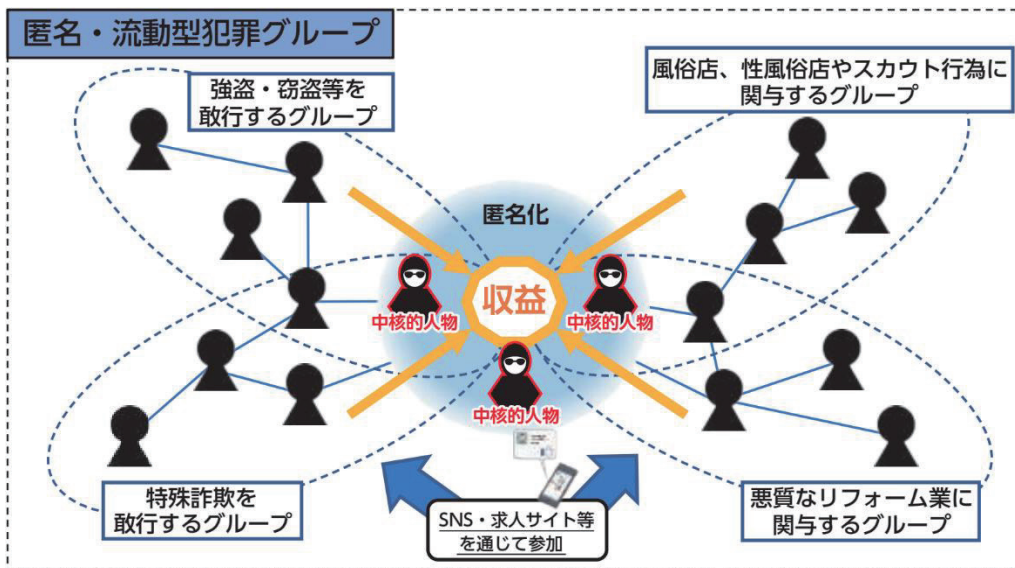


こうした特殊詐欺・SNS型詐欺の被害に遭わないよう、各種詐欺の手口に応じて、効果的な情報提供や啓発を行うことが求められます。

(3) 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪

匿名・流動型犯罪グループは、各種犯罪等により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化されており、SNSや求人サイトを通じるなどして緩やかに結びついたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、末端の実行犯をいわば「使い捨て」にするなど、メンバーを流動的に入れ替えながら多様な資金獲得活動を行うため、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴があります。匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為、悪質なリフォーム業、薬物密売等の様々な犯罪を敢行し、その収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を風俗営業等の新たな資金獲得活動に充てるなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられます（図表 1-9-28）。

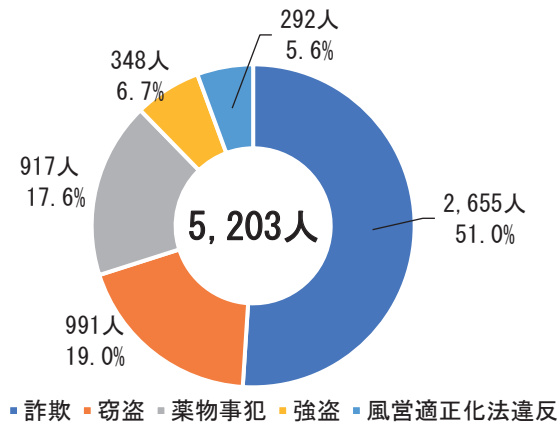
図表 1-9-28 匿名・流動型犯罪グループの特徴



出典：警察庁「令和6年警察白書」

匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪について、主な資金獲得犯罪の検挙人員を罪種別に見ると、詐欺が過半数を占め、次いで窃盗、薬物事犯、強盗、風営適正化法違反の順となっています（図表1-9-29）。

図表1-9-29 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人数
(全国) (2024年)



※匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得犯罪とは、匿名・流動型犯罪グループの活動資金の調達につながる可能性のある犯罪をいい、特殊詐欺や強盗、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝又は強要、窃盗、各種公的給付金制度を悪用した詐欺等のほか、一般の経済取引を装った違法な貸金業や風俗店経営、AVへのスカウト等の労働者供給事業等をいう。このうち、主な資金獲得犯罪とは、詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯及び風営適正化法違反をいう。

出典：警察庁「令和6年における組織犯罪の情勢」

さらには、主にSNSを通じて、犯罪グループの実行役を募集する、いわゆる「闇バイト」の募集も横行しており、若者が普通のアルバイトだと思って応募した結果、犯罪グループに利用され、抜け出せなくなるといったケースも生じています。

特に若者に対する啓発活動を通じて、犯罪に加担させないことが重要です。